

試験科目の一部免除について

【2 科目免除】

対象者

- 通関業者の通関業務に従事した期間が通算して（合わせて） 15 年以上 になる者
- 官庁における関税その他通関に関する事務に従事した期間が通算して（合わせて） 15 年以上 になる者

受験する科目

- ①通関業法のみ受験
- ②関税法等 → 免除
- ③通関実務 → 免除

【1 科目免除】

対象者

- 通関業者の通関業務に従事した期間が通算して（合わせて） 5 年以上 になる者
- 官庁における通関事務に従事した期間が通算して（合わせて） 5 年以上 になる者

受験する科目

- ①通関業法 → 受験
- ②関税法等 → 受験
- ③通関実務のみ免除

※通関業者の通関業務に従事した期間とは、通関業務の従業者の登録期間のことです（通関業法第 22 条第 2 項）

※期間の具体的な計算方法は、「第 60 回通関士試験受験案内」のⅡ-1-(3)-②「期間計算」を参照ください。

免除申請の方法

【1】過去に「通関士試験科目の一部免除通知書」の発給を受けてお持ちの方

受験願書、受験票とともに、免除通知書のコピーを郵送して下さい。

※免除通知書の原本はお手元で保管してください。

※これまで1科目免除だった方が経験年数15年以上となり、2科目免除を希望される場合は、あらためて【2】の手続を行って下さい。

※受験票には295円分の切手を貼ってください。

【2】初めて試験科目の一部免除申請を行う方

受験願書、受験票とともに、下記を同封して郵送して下さい。

- ・通関士試験科目の一部免除申請書（様式 B 1210）
- ・証明書（様式 B 1215）

※返信用封筒は簡易書留以上の切手貼付、またはレターパックライト等でも可

※受験票への切手貼付けは不要です（返信用封筒があるため）。

※証明書は 受験者本人が従業した通関業者・官庁等が作成 したものがが必要です。押印が無くても有効として取扱います。受験者本人が作成したものは受付できません。受験者の転職等により証明者が複数者になる場合は、証明書が複数枚になることもあります。

※試験科目の一部免除申請の後、返信用封筒にて「受験票 A 片」と「通関士試験科目の一部免除通知書」が受験者へ郵送されます。